

「若手研究人材によるAIプラットフォーム等を用いたディープテック分野の研究開発」に係る公募要領

2023年6月5日

企画本部

産学官契約部

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、下記の委託研究課題について実施者を以下の要領で公募します。

記

1. 委託研究課題

若手研究人材によるAIプラットフォーム等を用いたディープテック分野の研究開発

2. 研究目的

ディープテック・スタートアップに挑戦する独創的な発想を持つ若手研究人材を育成し、彼らの技術シーズを社会課題解決のために実装に導くことは将来の日本の経済や産業の発展に必須である。特にディープテック分野では、高専生や大学院生等の若手人材の持つ優れた技術シーズを掘り起こすことで、研究人材の拡充を行い、スタートアップエコシステムの強化が求められている。

産総研では、ディープテック分野の研究開発を進めることで、社会課題解決を目指しており、最近飛躍的に進歩している人工知能（AI）・機械学習に基づく情報科学技術に注目している。本委託研究課題では、産総研の研究課題であるAI技術やバイオインフォマティクスなどの分野を中心としたディープテック分野について、所が保有する自由度の高い研究環境等を提供することで、若手研究者による独創的な発想を本人の手によって具現化する研究開発を実施する。特にABCIなどAIプラットフォーム等を活用することで、空間の移動、サービス産業、医療・介護、防災、セキュリティなどの重点分野の研究開発を推進する。そして、多分野の専門家による協力・支援とともに、社会課題解決に向けた研究成果やスタートアップ事業を生み出すことを目的とする。

3. 研究概要

本委託研究課題「若手研究人材によるAIプラットフォーム等を用いたディープテック分野の研究開発」では、人工知能の基盤技術を活用した、1) 空間の移動、2) 生産性、3) 健康・医療・介護、4) 安心・安全という研究テーマを設定する。

空間の移動のテーマについては、地図データ、衛星データ、インフラデータ、物流データ、人流計測データなどを用いて、人の流れや交通の行動予測、移動の時間やエネルギーコストの最小化、物流の効率化に活用できるプログラム等を作成する。

生産性のテーマについては、製品データ、人体計測データ、人の行動データ、3Dデータ認識などを用いて、ロボティクス、ロボット動作を用いたものづくりや新たなサービスの創出などのプログラム等を作成する。

健康・医療・介護のテーマについては、健康・医療データ、画像やゲノムなどの公開データ、介護データ、医薬品データ、バイオ実験データなどを用いて、創薬や医療技術に活用できるプログラム等を作成する。

安心・安全のテーマについては、自然災害データ、被害に関するデータ、衛星データ、地形データや地図データなどを用いて、地形画像解析、自然災害の解明や防災、セキュリティに活用できるプログラム等を作成する。

上記の研究テーマについて、若手人材から研究課題の情報収集や整理を行い、モニタリングや研究機器等の研究開発手法の検討を行った上、ABCIなどのプラットフォームを用いる等して研究開発を約10ヶ月間実施し、プログラムや論文等の作成、研究発表会等を行い、成果報告としてとりまとめること。また、研究開発を実施するにあたり、専門家が支援・連携する体制や、研究成果について他機関の事業と意見交換する場をつくる等で、研究成果をより高度なものにするための工夫を実施すること。

#### 4. 要件

- (1) 委託期間：契約締結日から令和6年8月31日まで
- (2) 委託費の額：1.7億円（一般管理費及び消費税を含む）を上限とする。
- (3) 成果物の提出：

成果報告書として、電子媒体1式（PDF形式としてCD-ROM等に保存）及び印刷物2部（正1部、写1部）、取得データを電子媒体1式（CD-ROM等）に取りまとめ、委託期間終了日までに下記の提出先まで送付又は提出してください。なお、当該報告書には研究成果・研究発表・講演、文献、特許等の状況を併せて記入してください。

##### 【提出先】

〒100-8921 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省別館10階  
国立研究開発法人産業技術総合研究所 東京本部  
企画本部  
中島 礼 (E-mail: rei-nakashima@aist.go.jp) ※●は@

## 5. 委託事業者の要件

次の①～⑤の要件をいずれも満たすことが必要です。

- ① 日本に登記されている法人であること。
- ② 当該の研究テーマを遂行しうる十分な知見を有し、かつ、研究計画の実行及びその目標の達成に必要な組織、人員を有していること。
- ③ 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 産総研の研究を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤ 外国為替及び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を有していること。応募時点において遵守できる体制を有してしない者においては、事業終了までに「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を整備できること。なお、採択に当たっては、既に輸出者等遵守基準を遵守できる体制を有している者においては、(様式1)「安全保障貿易管理への対応状況」により確認することから、必要事項の記載及び必要書類をご提出ください。また、事業終了までに当該体制を整備する者においては、採択に当たり、事業終了までに当該体制を整備する旨の誓約書(様式2)を作成するとともに、(様式1)「安全保障貿易管理への対応状況」への必要事項の記載及び必要書類をご提出ください。

### 【参考】 輸出者等遵守基準

業として輸出・技術提供を行う者(輸出者等)に対し、遵守が義務づけられている規程。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱わない輸出者等には、1)貨物等を確認する責任者を定めること、2)法令遵守の指導を行うことについて、遵守が義務づけられている。安全保障上機微な特定重要貨物等を扱う輸出者等には、さらに1)代表者を責任者とすること、2)輸出管理体制を定めること、3)該非確認の手続きを定めること、4)用途と需要者の確認手続きを定めて、手続きに従って確認を行うこと、5)出荷時に該非確認した貨物等との一致性を確認すること等について、遵守が義務づけられている。

- ⑥ 採択案になった場合においても、産総研と協議のうえ、委託内容を確定させることを承認すること。

## 6. 応募方法

### 6-1. 応募書類

応募者は本公募要領及び提案書様式に従い応募書類を作成し、公募期間の令和5年6月5日から令和5年7月5日(締め切り日の17時まで)までの間に、下記の提出先まで送付又は提出してください(電子メール又はファクシミリによる提出は受け付けません。)

なお、応募書類は次の資料としてください。

- (1) 提案書受理票 1部
- (2) 提案書 2部(正1部、写1部)
- (3) 会社等経歴書 2部  
(大学・研究機関にあつては、会社等経歴書の代わりとして、経歴の記載のあるパンフレット等でも差し支えありません。)
- (4) 財務諸表 2部(直近の2年度分)
- (5) 研究経歴書 2部(研究代表者分)
- (6) 提案書の電子媒体 1部(MS-Word形式のテキスト文としてCD-ROM等に保存)

**【提出先】**

〒305-8560 茨城県つくば市梅園1-1-1 中央第1  
国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター  
企画本部 産学官契約部 公的研究契約二室 委託チーム

## 6-2. 応募書類の受理

- (1) 「委託事業者の要件」を満たさない法人等からの応募書類や記載内容等に不備がある提案書は、受理できません。(公募期間内に不備を修正できない場合は、当該応募は無効となります。)
- (2) 応募書類を受理した場合は、提案書受理票を応募者に通知します。
- (3) 提出いただきました提出書類は、返却いたしません。

## 6-3. 秘密の保持

応募書類は本委託研究の採択審査のためにのみ使用します。

## 7. 審査

### 7-1. 審査方法

委託事業者は、公募要領に合致する応募を対象に委員会で選定します。なお、審査は非公開で行われ、審査の経過に関するお問い合わせには応じられません。また、必要に応じて応募者に対してヒアリング等を実施することがあります。

### 7-2. 審査事項

応募書類は、次の視点から審査します。

- (1) 当該研究の目標が産総研の意図と合致していること。
- (2) 当該研究の方法、内容等が優れており、具体性に富む提案で成熟度が高いこと。
- (3) 関連分野の研究等に関する実績を有すること。
- (4) 当該研究を行う体制が整っていること。

- (5) 当該研究を実施する上で経済性が優れていること。
- (6) 経営基盤が確立していること。

#### 8. 公的研究費の不正使用等、研究活動の不正行為への対応

本委託研究及び他の公的研究資金において、研究費の不正使用並びに不正受給、及び研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）があると認められた場合、不正の重大性等を考慮しつつ、以下の措置を講じることがあります。

- ① 本委託研究に使用した研究費の全部又は一部の返還を求めること。
- ② 不正使用並びに不正受給、及び不正行為を行った研究者等、それに共謀した研究者等に対し、産総研の公募する委託研究に応募すること、又は参加することを制限すること（応募に対する採択の取り消しを含む。）。

#### 9. 暴力団排除の取り組み

応募書類は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾したうえで提出してください。なお、誓約事項について虚偽が認められた応募者が提出した応募書類は無効となります。

#### 10. 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出管理<sup>※1</sup>が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※1 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①輸出貿易管理令別表第1及び外為令別表第1に記載の品目のうちある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、軍事転用されるおそれがある場合（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件を満たした場合）に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型<sup>※2</sup>に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生や研究者の受入れや、共同研究等の活動の中にも、規制対象となる技

術の提供が含まれる場合があります。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合、又は本委託事業の活用により既に保有している技術等を輸出しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- ③ また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります<sup>※3</sup>。このため、契約締結時までには、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

【参照】 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>  
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>)
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）：  
[https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル：  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>  
※企業向けは一般財団法人安全保障貿易管理センターのモデルCPも御参考下さい。  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>

## 1.1. 本件に関する問い合わせ

公募期間内に電子メールで下記に問い合わせてください（日本語に限ります。）。

【問い合わせ先】

企画本部 産学官契約部 公的研究契約二室 委託チーム

E-mail : M-koufu-itaku-mi●aist.go.jp ※●は@

以上

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（大学である場合は当校、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

#### 記

##### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

(様式 1)

安全保障貿易管理への対応状況	
下記の <u>整備済</u> ・ <u>整備中</u> ・ <u>必要なし</u> のいずれかに「○」を記載。	
整備済	
整備中	整備完了時期を記載                      年              月
	今後の予定を記載
必要なし	その理由を記載

(様式2)

2023年〇月〇日

国立研究開発法人産業技術総合研究所 殿

氏名又は名称      会社名  
及び代表者名      代表取締役

印

安全保障貿易管理の体制を整備することの誓約書

「若手研究人材による AI プラットフォーム等を用いたディープテック分野の研究開発」の契約にあたり、下記事項について誓約します。

記

本件を通じて取得した貨物及び技術について外国為替及び外国貿易法第55条の10第1項に規定する「輸出等」を行う、又は本事業終了のいずれか早い方までに、同項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守できる体制を整備する。